

京丹後市まちづくり基本条例（解説付）

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 まちづくりの基本理念及び目標（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 まちづくりの原則（第 6 条・第 7 条）
- 第 4 章 情報共有（第 8 条～第 10 条）
- 第 5 章 市民参加（第 11 条～第 13 条）
- 第 6 章 市議会（第 14 条・第 15 条）
- 第 7 章 市長及び市職員
 - 第 1 節 市長及び市職員の責務（第 16 条・第 17 条）
 - 第 2 節 財政運営（第 18 条～第 20 条）
- 第 8 章 住民自治（第 21 条～第 24 条）
- 第 9 章 市政運営（第 25 条～第 30 条）
- 第 10 章 住民投票（第 31 条）
- 第 11 章 条例の改正（第 32 条）

附則

私たちの京丹後市は、新たな地方分権時代のまちづくりに対応するため、平成 16 年（2004 年）4 月に旧中郡の峰山町及び大宮町、旧竹野郡の網野町、丹後町及び弥栄町、旧熊野郡の久美浜町の 6 町が合併して誕生しました。

市域は、丹後半島の美しい海岸線や清らかな河川、緑あふれる山野などの豊富な自然に恵まれ、市内各地には『古代丹後王国』の存在を思わせる古墳や遺跡が数多く分布しています。そのような環境の中で私たちは、丹後ちりめんによって代表される地場産業や、それぞれの土地に根ざした文化を育みながら地域社会を形成してきました。

京丹後市となって新たな歴史の一步を踏み出した今、それら貴重な地域資源を活かしながら、全市一体となって、市民みんなが住みやすく将来に希望のもてるまちづくりに取り組むことが求められています。

そのためには、自治の主役である市民一人ひとりが市政に関心を持つとともに、市民自らが考え、責任をもってまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民と市が、それぞれの果たすべき役割を分担し、相互に補完しながら協働して取り組まなければなりません。

このような認識のもと、市のまちづくりの基本的なことから定める最高規範として、この条例を制定します。

【解説】

この条例制定の背景と基本的な考え方を述べています。前段に京丹後市誕生の経緯や市の特性を記述し、続いてまちづくりの必要性とその進め方を、最後にこの条例が京丹後市のまちづくりの規範としてもっとも上位に位置するものであることを謳っています。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、京丹後市の目指すまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。

【解説】

この条例を制定する目的は、「京丹後市はこのようなまちづくりを行う」というまちづくりについての基本的な考え方を示すことと、まちづくりを進めるための仕組みやルールを定めることにあります。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者をいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 自治 自分たちのことは、自分たちで考え行動し、治めることをいう。
- (4) 協働 市民及び市並びに市民相互が目的を共有し、それぞれの役割と責任を担いながら、お互いに補完し協力することをいう。
- (5) 参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画、実施及び評価に主体的にかかわることをいう。
- (6) 情報共有 市と市民相互が、市政全般に関する情報を公開又は開示により発信し合い、相互に共通してこれを保有することをいう。

【解説】

この条例の中で使用する基本的な用語について、認識を共通にするための定義付けを行っています。

このうち(1)の「市民」には、住民票の有無に関わらず市内に住んでいる人、働いている人、学校等で学んでいる人、NPOやボランティア活動等をしている人や団体、そして会社や事業所も含まれます。

(条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

- 2 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）並びにまちづくりに関するその他の計画は、この条例に沿って策定されなければならない。

【解説】

「京丹後市まちづくり基本条例」は、市のまちづくりの最高規範に位置づけられています。したがって、他の条例・規則などで定めるまちづくりに関することがらは、この条例に書かれていることがらと矛盾しないようにする必要があります。

また、市が総合計画を始めとするまちづくりに関する計画を策定する際は、この条例の方針や意図するところに反しないようにしなければなりません。

<京丹後市の主な計画>

第2次総合計画、多文化共生推進プラン、海業推進事業計画、京丹後市農業農村振興ビジョン、農業振興地域整備計画、第2次スポーツ推進計画、第3次観光振興計画、一般廃棄物処理基本計画、環境基本計画、第2次健康増進計画、地域防災計画、都市計画マスタープラン、第2次公営住宅ストック総合活用計画、第3次地域福祉計画、第3次障害者計画及び第5期障害者福祉計画、第7期高齢者保健福祉計画、第2次人権教育・啓発推進計画、第2次男女共同参画計画、第2次保育所再編等推進計画、子ども・子育て支援事業計画、教育振興計画、新市建設計画

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進めるものとする。

【解説】

まちづくりに対する基本的な考え方を示しています。まちづくりは、市民の安定した生活環境づくりと市や市内各地域の発展を目指して行います。また、まちづくりは、市民が自ら考え行動するとともに、市民と市がいっしょになって進めていくこととしています。

(まちづくりの目標)

第5条 市民及び市は、まちづくりの基本理念に基づき、次の各号に掲げるまちづくりを推進する。

- (1) 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまちづくり
- (2) 安全で安心して暮らせるまちづくり
- (3) お互いに支え合い、助け合うまちづくり
- (4) 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまちづくり
- (5) 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり
- (6) 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長するまちづくり
- (7) 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり

【解説】

この条では、京丹後市が目指すまちづくりの目標を(1)から(7)まで掲げ、これらの実現に向けてまちづくりを進めることを定めています。なお、この7つの項目は第2次京丹後市総合計画の基本理念として位置付けています。

第3章 まちづくりの原則

(情報共有の原則)

第6条 まちづくりは、市民及び市が市政全般について情報共有することを原則として進めなければならない。

【解説】

まちづくりを進める上で原則となることがらの一つとして、情報共有を掲げています。市が持っている情報を市民に提供することはもちろんですが、市と市民相互が情報を発信しあい、強い信頼関係を築いていくことが大切です。

(市民参加の原則)

第7条 まちづくりは、市民の参加により市民の意思を反映していくことを原則として進めなければならない。

【解説】

まちづくりのもう一つの原則として、市民参加を掲げています。以前のまちづくりは、どちらかといえば行政を中心に行われてきましたが、現在のまちづくりは、市民の積極的な参加により、市民と市がお互いに協力して築きあげていく姿勢抜きには考えられません。

第4章 情報共有

(個人情報保護)

第8条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

【解説】

情報化社会が進展する一方で、個人情報の漏えいが大きな社会的問題となっています。この条では、市が市民の個人情報を扱う場合に、個人の権利や利益が侵されることのないよう、必要な手だてを講じなければならないことを定めています。

(情報に関する権利)

第9条 市民は、法令等で制限されるものを除き、市の保有する情報の提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

【解説】

第6条の「情報共有の原則」に基づき、国の法律や市の条例等で情報の取得が制限されている場合を除いて、市民が市から情報の提供を受ける権利があること、また市民自らが市に求めて情報を取得する権利があることを定めています。

(情報共有するための制度)

第10条 市は、市民との情報共有を進めるため、次の各号に掲げる制度の充実に努めるものとする。

- (1) 市の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 市の会議を公開する制度
- (3) 市の保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 市民の意見、提言等ができる制度

【解説】

市民と市の情報共有を進めるために、市は条文に掲げる4項目の制度を充実させ、市民が平易にそして安心して情報の受発信ができるように努めなければなりません。

第5章 市民参加

(市民の権利)

第11条 私たち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

【解説】

市民こそが京丹後市のまちづくりの主役であり、すべての市民がまちづくりに参加する権利があることを明らかにしています。

(市民の役割)

第12条 私たち市民は、まちづくりへの参加が自治と協働を進めるものであることを自覚して、まちづくりに参加するように努めなければならない。

- 2 私たち市民は、まちづくりへの参加に当たり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民相互は、連帯と協力を基本にして、互いの意見と行動を尊重しなければならない。
- 4 市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めなければならない。

【解説】

市民は、自らがまちづくりに参加することが、市民と市の協働による市民本位のまちづくりに繋がるということを知覚して積極的な参加に努めるとともに、参加にあたっては責任を持って発言し行動する必要があります。

また、市民どうしは、みんなで一緒になってまちづくりを進めていくという気持ちを持って、お互いを尊重し合うことが必要です。

さらに、市内で事業を行う会社等は、自らも地域社会の構成員であるとの認識のもと、まちづくりを通しての社会貢献に努めることが求められます。

(青少年の権利)

第13条 満18歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

2 市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。

【解説】

次代を担う青少年は、まちづくりの重要な構成員であり、それぞれの年齢にあった関わり方で、まちづくりに参加することができます。青少年ももちろん市民の一員ですが、これからのまちづくりにとって欠かすことのできない重要な存在となることから、「市民の権利」とは別にここに明記しています。

第6章 市議会

(市議会の責務)

第14条 市議会は、議事機関としての責任を常に自覚し、まちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 市議会は、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 市議会は、主権者たる市民に対して、議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

【解説】

市の意思決定機関である市議会の責務を定めています。

市議会は、市民の代表機関として責任と展望をもった活動を行うとともに、市民参加による議会活動を推進するために、広範囲な市民意見の聴取に努める必要があります。

また、市議会は、議会での議決結果はもとより、そこに至るまでの経過を市民に説明する責任があります。

(市議会議員の責務)

第15条 市議会議員は、議員活動を通じて自治の実現及びまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市議会議員は、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職責を遂行し、市民の負託に応えなければならない。

3 市議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければならない。

【解説】

市議会議員は、議員としての活動を通じて市民本位のまちづくりの推進に努める必要があります。

また、市民全体の代表者として、公正誠実に努めを果たすことで、市民の信頼に応えなければならない。

さらに、まちづくりの推進のためには、議員自らが進んで政策の提言・提案に努める必要があります。

第 7 章 市長及び市職員

第 1 節 市長及び市職員の責務

(市長の責務)

第 16 条 市長は、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、法令を誠実に遵守し、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

2 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

【解説】

自治体の代表者である市長は、市民の負託に応え、目標とするまちづくりを実現するために、国の法律や市の条例等に従って公正誠実にまちづくりを進めなければなりません。

また、市長はまちづくりを進めるに当たって、自らの補助機関である市職員をしっかりと指導し育てていかなければなりません。

(職員の責務)

第 17 条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識するとともに、全体の奉仕者であることを自覚し、市民と協働してまちづくりの推進に努めなければならない。

2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【解説】

市職員も一市民であり、地域住民でもあります。職員は、そのことを念頭におきながら、市政の一翼を担う立場から、市民といっしょになってまちづくりを進めていかなければなりません。

また、職員は全体の奉仕者として公正・誠実な態度で仕事に臨むとともに、効率性を重視した仕事を行う必要があります。

さらに、職員は行政のプロと呼ばれるのにふさわしい能力を発揮するために、自らの知識や技術の向上に努めなければなりません。

第 2 節 財政運営

(財政運営の基本)

第 18 条 市長は、総合計画及び行財政改革の基本方針を踏まえ、予算の編成及び執行を行い、財政の健全性の確保に努めなければならない。

【解説】

健全な財政を保つことは、市政運営の必須条件です。市長は市の進むべき方向を定めた総合計画に基づいて予算を編成するとともに、厳しい財政状況の中にあっても効率的な財政運営ができるよう、市が策定した行財政改革大綱に基づいた予算の執行に努めなければなりません。

(財政状況の公表)

第 19 条 市長は、毎年度の予算編成から決算認定まで、市民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。

【解説】

市の財政状況を市民に明らかにすることは、行政の透明性を確保する上でたいへん重要なことです。市長には、市の予算の策定から決算の認定までの過程を市民にわかりやすく説明することが求められます。

(財産管理)

第20条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、その財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

【解説】

この条では、市がどのような財産（土地、建物、基金等）を持っているかについて市民に明らかにするとともに、それらの財産を良好な状態で管理し、それぞれの財産の所有目的に応じて最も効率的に運用しなければならないことを定めています。

第8章 住民自治

（住民自治の定義）

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らが地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することをいう。

【解説】

ここで言う一定の地域とは、区・自治会・町内会や、それらがいくつか集まって住民が一体感をもって活動できる範囲を指します。地域住民が自分たちの意思と責任に基づいて主体的に地域を治めることは、市全体のまちづくりを行う上でたいへん重要なことです。

（住民自治に関する市民の役割）

第22条 私たち市民は、住民自治の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

【解説】

市民自らが、地域の自主・自立の必要性を理解するとともに、自ら進んで地域の意思決定に参加し、活動を行うことが求められます。

（住民自治に関する市の責務）

第23条 市は、市民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重し、必要に応じて支援するものとする。

【解説】

住民自治は、自主的・主体的に行われるものでなければなりません。ですから、市はその自主性・主体性を尊重して、「必要に応じて」支援を行うこととしています。

（住民自治組織の設置運営）

第24条 私たち市民は、地域の発展、振興及び活性化を図るために、区・自治会をはじめ、市民活動団体等で構成する住民自治組織を設置運営することができる。

- 2 住民自治組織は、それぞれの地域の振興を図るために自ら取り組む活動方針、活動計画等をつくりその実現に努めるものとする。
- 3 住民自治組織は、広域的な連携に努めるものとする。

【解説】

この条では、区や自治会など既存の住民自治組織は、既存の組織どうしで、また市民活動団体等（NPO、ボランティア団体、婦人会、老人クラブ、PTA等）を含めて新たな住民自治組織を設置し、運営することができることを定めています。

また、住民自治組織は、方針や計画をつくって活動するとともに、他の住民自治組織との連携に努めるよう求めています。

第9章 市政運営

(市政運営の基本)

- 第 25 条 市は、まちづくりに関する市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、性別、年齢、社会・経済的環境等にかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めなければならない。
- 2 市は、計画策定、企画立案から実施及び評価に至るまでの過程において、市民が広く参加及び協働できる機会の確保に努めなければならない。
- 3 市は、市政について市民にわかりやすく説明する責務を有する。

【解説】

市は、市民だれもが等しくまちづくりに参加できるための条件整備に努めなければなりません。

また、市は施策の企画から実行・検証に至るまでの全過程において、市民が参加できる機会や、市民が市と一しょになって取り組むことができる機会を設けるよう努力しなければなりません。

さらに、市は市政全般について市民にわかりやすく説明する必要があります。

(行政評価)

- 第 26 条 市は、政策等の目的と成果を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価の実施に努め、その結果をわかりやすく公表するものとする。

【解説】

行政評価とは、市の行っている様々な仕事や、事業目的や費用に見合った効果を挙げているかどうかを検証する制度です。市は行政評価を実施するだけでなく、それを市民にわかりやすい形で公表する必要があります。

(外部監査)

- 第 27 条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

【解説】

市の仕事内容や財政状況をチェックする方法として、市の監査委員による監査だけでなく、場合によっては専門の評価機関などの第三者による監査を実施できることを定めています。

(連携及び交流)

- 第 28 条 市は、近隣自治体及びその他の機関等との情報の共有と相互理解のもと、連携及び協力を努めるものとする。
- 2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

市は、丹後地区広域圏内の市町（宮津市、伊根町、与謝野町）、豊岡市を始めとする近隣自治体や国、府などと情報の共有を図り、さまざまな分野（環境、衛生、福祉、教育、産業、交通など）で連携・協力を努めることを定めています。また、国際化社会の進展にともない、まちづくりにも国際的な視野の広さが求められます。

(危機管理体制の確立)

- 第 29 条 市は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

【解説】

日常生活を送る中では、大地震や大型台風の到来、新たな感染症の流行など、予期せぬ危機に遭遇する可能性があります。市は、それらの危機に直面した際に迅速かつ的確な対応が取れるようにしておくとともに、市民の協力を得て、また国・府など関係機関と連携を図りながら日頃から災害等に備えなければなりません。

(子どもの育成)

第30条 市及び市民は、子どもを学校、家庭及び地域の連携により支え、安心して子育てができる環境をつくる責務を有する。

【解説】

子どもは家の宝であると同時に地域の宝、そして市の宝でもあります。家庭や地域で、また市も総力をあげて、次代を担う子ども達の健全育成に取り組まなければなりません。

第10章 住民投票

(住民投票)

第31条 市は、京丹後市にかかわる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

- 2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【解説】

市は、市政にかかわる重要なことごとについて、市民の意思を直接確認するために、議会の議決によって制度を設け、住民投票を実施することができます。

住民投票を実施する場合、投票に関する具体的なことごとについては、この条例の中には定めずに、別に条例を設けることとしています。

また、市長は投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにすることとしており、市民は投票結果がどのように扱われるのかを事前に承知したうえで投票に臨むことができます。

第11章 条例の改正

(条例の検討及び見直し)

第32条 市は、この条例の施行後4年以内ごとに、この条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しを行うものとする。

- 2 市は、前項の規定による検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを適切に反映させなければならない。

【解説】

この条例は、時代とともに育っていく条例と位置づけています。時代経過に即した条例に育てていくため、一定期間内（4年以内）ごとに見直しを行うこととしています。

また、市民参加によって作り上げられたこの条例の見直し作業は、当然のこととして市民参加によって行われる必要があります。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月27日条例第41号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月14日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。